

司法制度改革本部と司法制度改革推進計画について

経緯

平成11年6月9日	司法制度改革審議会設置法が公布
平成11年7月27日	司法制度改革審議会を内閣に設置
平成12年11月20日	中間報告
平成13年6月12日	司法制度改革審議会意見を内閣に提出
平成13年11月16日	司法制度改革推進法が公布
平成13年12月1日	司法制度改革推進本部を内閣に設置
平成14年3月19日	司法制度改革推進計画を閣議決定

司法制度改革推進計画（平成14年3月19日閣議決定）（著作権関係部分抜粋）
 国民の期待に応える司法制度の構築

第1 民事司法制度の改革

3 知的財産権関係事件への総合的な対応強化
 (1)知的財産権関係訴訟事件の審理期間をおおむね半減することとし、以下の方策等を実施する。
 イ 東京・大阪両地方裁判所の専門部を実質的に「特許裁判所」として機能させるため、特許権、実用新案権等に関する訴訟事件について東京・大阪領裁判所への専属管轄化を図ることとし、所要の法案を提出する
「著作権分科会」で検討

7 裁判所へのアクセスの拡充
 (1)利用者の費用負担の軽減
 イ **弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い** **「著作権分科会」で検討**

8 **裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化** **「著作権分科会」で検討**

司法制度改革推進本部

内閣

司法制度改革推進本部

本部長：内閣総理大臣
 副本部長：内閣官房長官・法務大臣
 本部員：その他の全国務大臣

顧問会議
 日本経団連名誉会長 今井敬
 評論家 大宅映子
 早大総長 奥島孝康
 日経新聞論説主幹 小島明
 東大総長 佐々木毅
 連合会長 笹森清
 京大名誉教授・近代教授 佐藤幸治
 津田塾大学長 志村尚子

司法制度改革に必要な法律案の立案等の作業のため、以下のとおり、学者、実務家、有識者から成る検討会を開催

	名称	主要テーマ
1	労働検討会	労働関係事件への総合的な対応強化
2	司法アクセス検討会	裁判所へのアクセスの拡充
3	ADR検討会	裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化
4	仲裁検討会	仲裁法制の整備
5	行政訴訟検討会	司法の行政に対するチェック機能の強化
6	裁判員制度・刑事検討会	刑事訴訟手続への新たな参加制度の導入、刑事裁判の充実・迅速化等
7	公的弁護制度検討会	公的刑事弁護制度の導入及び整備
8	国際化検討会	国際化への対応
9	法曹養成検討会	法曹養成制度の改革
10	法曹制度検討会	弁護士・検察官・裁判官制度の改革等
11	知的財産訴訟検討会	知的財産関連訴訟の充実及び迅速化

事務局

司法アクセス検討会

・弁護士報酬の敗訴者負担の取扱い
「著作権分科会」で検討

ADR検討会

・裁判外の紛争解決手段（ADR）の拡充・活性化
「著作権分科会」で検討

ADRの拡充・活性化関係省庁等連絡会議の設置

（平成14年6月設置）
 関係省庁等として横断的・重点的に取り組むべき連携促進策（アクションプラン）を作成
 関係機関等の連絡協議の場として、関係機関連絡協議会の体制の早期整備を図るための検討を行う

平成15年4月アクションプランの作成

知的財産訴訟検討会

・侵害訴訟における無効の判断と無効審判の関係等に関する検討
 - 侵害訴訟の迅速化・合理化解決等 -
 ・専門家が裁判官をサポートするための訴訟手続への新たな参加制度の検討
 - 裁判所調査官の役割の拡大・明確化等 -
 ・侵害行為の立証の容易化のための方策の検討
 - 営業秘密の保護を含む証拠収集手続のさらなる機能強化 -
 ・知的財産訴訟の在り方に関する検討
 - 特許裁判所、技術系裁判官及び日本版ディスカバリー